

県議会

水資源保護 条例制定へ

宮田 2013/6/6

6月定例県議会は12日、一般質問が始まり、4議員が登壇した。河野知事は水資源保護のため、水源地域などの土

地取引について、事前届け出を土地所有者などに求める条例の本年度中の制定を目指す考えを明らかにした。(5面に一般質問詳報、22面に関連記事)

松村悟郎議員(自民、児湯郡区)の質問に答えた。知事は「利用目的が不明な森林の土地取引に対し、監視を強化することが森林の保護につな



松村悟郎議員(自民、児湯郡区)は「全国で問題になった外国資本の森林買収は本県では確認されていないが、県民の不安を取り除くため、森

林を守る条例が必要」と求めた。知事は「全国的に森林など土地の売買を事前に届け出る条例を制定する動きが広が

っている。利用目的が不明な森林の土地取引に対し、監視を強化することが森林の保護につながる。本年度中の条例提案に向けて作業を進めている」と説明。「県民に(事前届け出という)新たな負担を課すので、外部の有識者などから意見を聞きながら、策定作業を進める」とした。

がる。本年度中の条例提案に向けて作業を進めている」と説明した。

条例は事前届け出を求めることで、目的不明な取引の抑制効果を狙う。県によると、届け出後に助言や指導を行うかどうか、罰則規定を設けるかどうかは未定。同様の条例は全国11道県で施行されている。

県議会は昨年度、国内で外国資本による水源地域を含む森林買収が社会問題化したことを受けて水資源保全対策特別委員会を設け、今年3月、県に「土地取引の事前届出制を含む水源地域の保全に向けた条例の制定を強く要望す

る」との報告書を提出した。県内では外国資本による水源地域の買収は確認されていない。